

## 公益社団法人関東小型船安全協会入会金及び会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めることを目的とする。

### (入会金)

第2条 正会員の入会金は、次のとおりとする。

(1) 法人及び団体 10,000円

(2) 個人 5,000円

ただし、A会員に所属している個人が入会する場合は免除する。

### (入会金の納入)

第3条 入会金は、本協会から入会承認の通知を受けた日から14日以内に納入しなければならない。

### (会費)

第4条 正会員の会費は、年額次のとおりとする。

(1) A会員：1口10,000円とし、1口以上とする。

(2) B会員：1口10,000円とし、1口以上とする。

(3) C会員：1口 5,000円とし、1口以上とする。

ただし、A会員は、マリーナ、クラブ及び地区協議会等をいう。

B会員は、モーターボート、ヨット及びこれらのエンジン付属品のメーカー、販売業者をいう。

C会員は、個人会員をいう。

第4条の2 前条各号の会員が所有する船舶に船舶局を備える場合は、船舶局1局につき次のとおり、無線会費を付加する。

(1) 正会員が所有する艇については年額3,000円

(2) 正会員が管理する艇については年額5,000円

第5条 賛助会員は、賛助会費を納入し、本協会の事業に協力するものとする。

賛助会費は1口10,000円とし、1口以上とする。

ただし、賛助会費については、その2分の1以上を公益事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当する。

### (会費の納入)

第6条 会員は、原則として、毎事業年度5月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第7条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、本協会から入会承認の通知を受けた日から1ヶ月以内とする。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。